

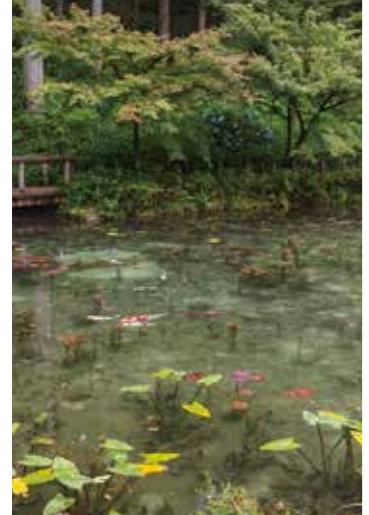
アヴァンティみなみ イタリア語で《お入りなさい》。地元地域に愛される公益社団法人岐阜南法人会は、皆様の近くにあって共に歩み続けます。

A v a n t i



夏 2020 号
VOL.25

公益社団法人 岐阜南法人会



Contents

会長あいさつ	(公社)岐阜南法人会長 中村源次郎 氏	1
(公社)岐阜南法人会 第9回通常総会		2
税務トピックス		3~5
本会・支部・連合会ニュース		6~8
青年部会		9・10
女性部会		11~13
生活習慣病予防健診のご案内		13
岐阜県からのお知らせ		14
税理士コーナー	名古屋税理士会 岐阜南支部 税理士 南條知幸 氏	15
新会員紹介・事務局だより・編集後記		16

株式会社宮嶋
代表取締役社長 宮嶋裕行



世紀を越えて
自然の恵みを
あなたのチカラに

蜂產品
健康補助食品・医薬品の
総合メーカー



アピ株式会社 代表取締役社長 野々垣 孝彦

本 社/〒500-8558 岐阜市加納桜田町1-1
本社第二ビル/〒500-8463 岐阜市加納新本町4-23
東京支店/〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町14-15 マツモトビル3階
長良川リサーチセンター/〒502-0071 岐阜市長良692-3
アピ クオリティ&ロジスティクス センター/〒501-0474 本巣市国領200
ミズホ先端技術センター/〒501-0221 瑞穂市只越1068-5
工 場【本巣・池田・揖斐川・ネクストステージ・池田医薬品・池田バイオ医薬品・本荘】

TEL.058-271-3838
TEL.058-271-3838
TEL.03-3662-3878
TEL.058-232-0838
TEL.058-320-2308
TEL.058-325-1038

会長あいさつ

令和2年第9回通常総会

(公社)岐阜南法人会 会長

中村 源次郎

Nakamura genjiro



本日は、公益社団法人岐阜南法人会の第9回通常総会開催にあたり、ご出席をいただきましてありがとうございます。又日頃は、法人会活動にご尽力ご協力いただきお礼申し上げます。そして、今回は特に新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置が続く中でのご出席に深く感謝致します。

この度の感染症拡大防止の観点から、例年来賓としてご出席いただいている岐阜南税務署長様をはじめ 幹部の皆様、名古屋税理士会 岐阜南支部長様、協力保険会社の皆様の本会議へのご臨席案内を控えさせていただきました。ご了承いただきたく存じます。

この感染症による日本国内の感染者数は、ピークの4月11日の720名の新規感染者に比較すると、最近は50名を下回った水準となっております。岐阜県もクラスターが発生するなどして緊急事態宣言が発せられましたが、このところ新規の感染も無く治まっております。一時営業自粛とされていた事業所も再開の動きも見られますが、来客数はまだ以前に比較して少ない様子です。

さて、日本が発した緊急事態宣言は強制力がなく、フランスのように都市封鎖(ロックダウン)はできないため、宣言の効果がどの程度あるのかと心配されていました。しかし、欧米のような急激な感染は今のところ発生しておりません。強制力によらないで「道義的勧告」を国民が受け入れる文化が、日本にはあるということです。イタリア首相発言の「自宅待機を破れば武器使用もある」とか「外出禁止令違反への罰金を科す」とのイギリスなど強制力を伴った措置で国民を自宅に留める国も多いようです。世界中に拡散した現在、各国の対策に温度差がある中、日本は感染が収まりつつありますが、秋以降の第二波、第三波の襲来が懸念されます。引き続き感染への対策が重要で、治療薬、ワクチンの開発が急がれます。

さらに緊急事態宣言が解除されてのこれからの大変な課題は、この感染症により落ち込んだ経済活動をいかに再生復興するかです。この点、中国は世界のサプライチェーンの中核であることから、世界経済が復調するとその恩恵を享受することになると云われており、マスク外交等で影響力の拡大を図っています。

日本を含め今後の世界経済は、予測がつかない状況にあります。最近の事象を見ていきますと、テレワークの推進、児童・生徒へのパソコン利用の学習、ビックデータ利用の感染状況把握等々特にICT(情報通信技術)を駆使した事業形態が目立ちます。この国難を期に、新たな事業や生活様式に入りつつあり、従来の考え方を見直す機会となりました。私たち事業者の事業形態も大きく変わることが考えられます。真に「パラダイムシフト」(その時代の主流のものの見方・考え方が変わること)を起こす時だと思います。

そんな大変厳しい経済情勢下ではありますが、法人会は「税を味方に」「組織力で」が真骨頂です。今後復興を目指す日本の財政面においては、財政健全化は依然として最優先課題であり、真摯に税に取り組む法人会活動には一層の関心が高まつくるものと考えております。今こそ、経済再生を図るため、全会員一丸となって会員増強に取り組み、未加入法人の法人会への参画を推進する時であります。会員増強へのご協力をお願い致します。

おわりに、本日ご出席の皆様のご健勝と、企業の益々のご発展を心より祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

租税教室 岐阜大学教育学部附属小学校



令和2年2月10日(月)岐阜大学教育学部附属小学校に於いて4年生3クラスの教室で租税教室を行いました。

本年も岐阜南税務署から前田仁見副署長、森岡亘法人第一統括官が青年部会活動の様子を見学いただきました。

同校での租税教室は昨年から4年生を対象に実施していますが、3クラス同時進行で、それぞれ2名の青年部会員が講師を務め、児童が4年生ということもあり、できるだけ分かり易い表現を心がけて授業を行いました。内容は6年生に向けての授業と同様に税務署で開催される講師養成研修に沿ったものでしたが、児童の皆さんからの反応もよく、楽しく学習をしてもらえたと感じています。税金を納める場所を「税務署」といきなり答えるなど、講師もびっくりするほど税の仕組みを理解している児童もいました。

『税金とは公共サービスや福祉・医療等多くの場で使われているわば、みんなで社会を支える為の大切な会費である』と、租税教室の肝の「税金の必要性」はしっかり理解してもらえたと感じました。

当日は、多くの部会員に協力していただいたおかげで、スムーズに運営が出来、とても有意義な社会貢献事業を開催することができました。



税制等講演会

令和2年2月12日(水) ホテルグランヴェール岐山に於いて「働き方改革とやる気の出る職場環境」のテーマで、税制等講演会を開催いたしました。講師には、伏屋社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 伏屋喜雄氏をお招きました。当日は青年部会員21名、OB会員3名、女性部会員3名、他6名の33名の参加がありました。

講演内容は、働き方改革関連法の骨子の説明後、自社に置き換え何を準備すればいいのか、労働時間管理の総点検、変形労働時間制の活用、同一労働・同一賃金の考え方と運用上の注意点等、生産性向上策の基本と実際の対応方法等、大変広範囲な解説をしていただきました。「働き方改革」「有給休暇5日取得」等という言葉が、浸透段階から成果段階の入っているこの時期に、今一度、制度の実現と一層の推進に向け勉強する機会となりました。

待ったなしの改革のお話で、経営者として注意しなければならない事柄や、逆に従業員の立場としての事柄の捉え方など、様々な角度からの説明も加えていただき、大変参考となった講演会となりました。



講師 伏屋喜雄氏

女性部会

青年部会・女性部会 合同新春講演会

令和2年1月21日(火) ホテルグランヴェール岐山に於いて、新春の恒例行事である青年部会・女性部会・青年部会OBによる合同新春講演会を開催しました。

講師には株式会社吉田旗店の吉田稔会長をお招きして、「旗幟鮮明(きせんめい)」という演題でご講演をいただきました。



講師 吉田稔氏

吉田氏は、岐阜の地で147年続く老舗旗店の5代目で、伝統の手染め技法を用いた相撲のぼりを1本1本染めるお話や、相撲にまつわるしきたりや伝統のお話、力士の収入の裏話など興味深いお話を多く聞くことができました。全国に100人以上の手染め職人に技法を教えたことや、相撲のぼりを年間900本も制作していることなど、吉田氏の「染め」に対する情熱を強く感じる講演でした。

講演会後の懇談会では、岐阜南税務署の後藤健一署長や中村源次郎会長を来賓に迎え、新年のご挨拶をいただきました。懇談中はマジックショーのアトラクションなどがあり、OB部会員や女性部会員と楽しく懇親を図ることができました。



租税教室 小熊小学校



女性部会は令和元年12月13日(金)羽島市立小熊小学校に於いて6年生31名の皆さんに租税教室を行いました。岐阜南税務署から前田仁見副署長、三浦弘貴法人課税部門連絡調整官に授業の様子を見学していただきました。

租税教室では、女性部会の手作りしたマグネットシートを使い、税金の流れと使われ方を質問やクイズを交えながら分かりやすく説明をしました。

その後、税金の無い社会を描いたアニメDVD「マリンとヤマト不思議な日曜日」を観てもらいました。税金がなくなったら、ゴミを収集する人もなく道路はゴミだらけ、警察や救急車を利用するのも料金を払わなければならないことが描かれていました。児童の皆さんには、アニメを観た後、税金はみんなが安全で快適な社会のために役立っていることがよく分かってもらいました。

授業終了後、校長室で鵜飼紀子校長先生、税務署からの見学者と女性部会員が懇談を行いました。校長先生から女性部会員による授業の感想やアドバイスなどを伺い、女性部会の皆さんのお褒めの言葉を掛けいただきました。



租税教室 且格小学校



女性部会は令和2年1月24日(金)に岐阜市立且格小学校に於いて6年生37名の皆さんに租税教室を行いました。

授業の準備のため教室に向かうと、すでにPTA会長と6年生児童の祖父の方がお待ちでした。事前に学校との打ち合わせで要望した保護者の方にも参観いただけるということで、より一層力が入りました。

授業では、身振り手振りで女性ならではのやさしい言葉使いで、コンビニでの買い物から消費税の行方と税の使われ方などを、質問やクイズを交えながら授業を行いました。

続いて、税金の無い社会を描いたアニメDVD「マリンとヤマト不思議な日曜日」の上映では、人気のテレビアニメの声優の声に児童がどっと反応し、一層アニメの内容に引き付けられていきました。税金がないと橋が壊れても直してもらえないし、ゴミも収集してもらえないなど、つくづく税金の必要性や大切さを実感できたようです。

授業を参観されたPTA会長より、「大変分かり易く説明をされました。工夫されたマグネットシートを上手に利用し、やさしく語り掛ける授業はとても良かった」と大変好評価をいただきました。



租税教室 川島小学校



女性部会は令和2年1月29日(水)各務原市立川島小学校に於いて6年生118名の皆さんに租税教室を行いました。岐阜南税務署から後藤健一署長、前田仁見副署長、森岡亘法人第一統括官が授業の様子を見学にみました。また、6年生の児童の保護者5名も授業参観に来ていただきました。

租税教室では、用意したマグネットシートを利用し、税の循環について話しました。コンビニで買い物をした際に支払った消費税は、めぐりめぐって、自分たちの生活に大変役立っていることを説明しました。

また、アニメDVDで税の無い世界と税のある世界の比較で、より一層税の大切さを実感してもらいました。

最後のクイズでは、学校を建てるために10億円の税が使われていることなどを説明し、1億円のレプリカを順番を持って重さや量を体験し、租税教室を終了しました。

授業を参観いただいた保護者の方から「楽しく授業を進めていただき、参観した私たち自身も大変勉強になりました」とお褒めいただき、大いに成果を感じた事業となりました。

税に関する絵はがきコンクール

小学生への租税教育活動の一環として、毎年「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。

この事業は、国税庁後援の下に全国の女性部会が取り組んでいる事業です。

例年、各学校を女性部会役員が訪問し、直接受賞された皆さんを表彰させていただいておりました。今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため学校が休校となっており、岐阜南税務署長賞、岐阜南税務連絡協議会長賞をはじめ、女性部会長金賞・銀賞・銅賞の表彰状と記念品を学校に届けました。

なお、応募いただいた全作品は3月30日から4月6日の期間アクティビティGに展示し、多くの皆様に鑑賞してもらいました。



岐阜県下女性部会長会議

令和2年3月6日(金)岐阜県法人会連合会議室に於いて、岐阜県下法人会女性部会長会議が開催され、鍛治谷正子部会長、吉田文子副部会長、竹下好伸専務理事の3名が出席しました。

令和2年度の岐阜県下法人会女性部会連絡協議会は、岐阜南法人会女性部会主管の下、10月22日(木)岐阜グランドホテルに於いて「租税教育活動について」をテーマに開催することになりました。

また「税に関する絵はがきコンクール」の代表作品選考会が行われ、女性部会長による投票の結果、中津川法人会から提出された作品が代表となりました。



生活習慣病予防健診のご案内

●実施日時 令和2年 7月3日(金)～11日(土)の9日間

●健診会場 岐阜産業会館 岐阜市六条南2-11-1 ☎058-272-3921 ※受付時間のご指定はできません。

●申込締切日 令和2年 6月15日(月) お早めにお申し込み下さい。

◎受診票等書類は事務処理上 6月22日頃になります。しばらくお待ち願います。

●お申し込み方法 別送の申込書(FAX用紙)をご利用下さい。

A お勧めコース (男性の方対象) 28,000円 基本コース + 腹部エコー検査 肝炎検査
腫瘍マーカー検査 前立腺癌検査

B お勧めコース (女性の方対象) 28,500円 基本コース + 腹部エコー検査 肝炎検査
腫瘍マーカー検査 子宮癌検査

C 基本コース 17,500円

胃部レントゲンにつきましては75才以上の方は受診できません。
(胃部レントゲンを受診されない時は2,000円引)

お問い合わせ
ご案内先

一般財団法人 全日本労働福祉協会 東海支部
〒457-0044 名古屋市南区柵下町2-4 ☎0120-294-373 FAX.052-822-0900

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

徴収猶予の「特例制度」が利用できます

延滞金なし

1年間猶予

無担保

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者(規模は問わず)が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

対象となる県税

- ・ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する地方法人二税など
ほぼすべての税目(証紙徴収の方法で納めるものを除く)が対象になります。

申請期限及び申請手続等

- ・ 令和2年6月30日又は、納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。

申請は郵送(様式は岐阜県公式HPから入手可能)又はeLTAXをご利用ください。

申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

申請書提出先及び問い合わせ先

岐阜県税事務所 徴収課

- | | | |
|-----------------|------------------|------------------|
| 〒500-8384 | (☎) 058-214-6791 | (☎) 058-214-6792 |
| 岐阜市薮田南5丁目14-53 | (☎) 058-214-6793 | (☎) 058-214-6924 |
| OKBふれあい会館内第1棟7階 | (☎) 058-214-6926 | |

県税の猶予の詳細はこちら



岐阜県 猶予 検索



岐阜県

税理士 コーナー

新型コロナウイルス支援策

名古屋税理士会岐阜南支部

税理士 南條 知幸

世間は今、新型コロナウイルスが大流行しております。外出の自粛が続いており、自分や周囲の方の身の安全、命を守るために家の中に籠りきりの毎日でストレスも溜まっている頃ではないかと思います。

この新しいウイルスの影響で会社の売上が減り、これからの経営、従業員への給与の支払いなどはどうしようかと悩まれている方も多いのではないでしょうか。そんな悩みに対して政府はいくつかの支援措置を講じてくれていますので、主な制度を紹介します。

①持続化給付金

持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対して支給される、事業全般に使える給付金です。給付額は法人が200万円、個人は100万円です。売上が前年同月比で売上が50パーセント以上減少していること、2019年以前から事業による売上があり、今後も事業を継続する意思があること、資本金が10億円未満であること、などが要件となっています。2019年中に設立した場合や、売上が一定期間に偏っている場合は特例があります。

②雇用調整助成金

雇用調整助成金とは、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当の一部を助成するものです。新型コロナウイルスの影響を受けて休業を実施した中小企業は4分の3が助成されます。解雇等をしていないなど、上乗せ要件を満たせば10分の9が助成されます。都道府県知事からの休業要請を受ける等、一定の要件を満たす場合は、助成率は100%になります。

③都道府県の協力金

各都道府県の休業要請に応じた事業者に支給される協力金です。自治体によって、申請要件や金額は異なります。岐阜県の場合、令和2年4月18日から同年5月6日の全ての期間において、岐阜県の要請に応じ、休業等を行うことが要件となります。なお、飲食店については、朝5時から夜8時までの時間帯に営業時間を短縮する(酒類の提供は夜7時まで)場合も対象となります。県外に本店があつても申請できる自治体も多いため、条件を満たせば、複数の自治体から協力金を受け取ることができます。

④税務申告・納付期限の延長

所得税、贈与税、個人の消費税の申告期限、納付期限4月16日までに延長されましたが、17日以降であっても柔軟に受け付けることになりました。また、法人税と法人の消費税に関して、新型コロナウイルスの影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合には、一定の手続きにより申告・納付期限の延長が認められることになりました。

その他にも、実質無利子での融資や、テレワークに利用できるシステム等を導入した場合のIT導入補助金などもあります。依然として厳しい状況は続きますが、これらの制度を、少しでも事業に役立てていただければ幸いです。

※令和2年5月7日時点の情報に基づいて執筆しています。

新会員紹介

令和元年12月16日～令和2年5月20日

支部名	法人名	所在地	法人TEL	業種名	紹介者
加納東第一	(株)昭和染工場	岐阜市加納新柳町16-2	058-272-2979	染色業	田中社寺(株)大同生命保険株岡田朋子
加納東第一	(有)吉永建設	△ 松鴻町3-4-3	058-276-7988	建設業	AIG損害保険株日比野正昭
長森	(株)中部人材紹介所	△ 芋島1-7-6-401	058-248-4044	労働者派遣事業・有料職業紹介事業	大同生命保険株竹中真貴
薮田	ヨコイコーキング	△ 今嶺1-30-2-205	090-5851-9794	建設業	大同生命保険株松村明美
六条第三	(同)MTN	△ 宇佐東町4-21	090-6647-2522	再生可能エネルギー業	(有)ティシィエス 戸野部 宏昌
各務	(有)シバ金型	各務原市 各務東町2-206-2	058-370-6607	金型製造業	マルト後藤建設株
各務	(有)テックアダチ	△ 各務東町4-116-2	058-385-1912	金型製造業	(株)ヤハタ
羽島第一	(株)シンエイ	羽島市足近町7-567	058-201-9600	管工事業	大同生命保険株深尾清佳
羽島第五	(社福)恵母の会	△ 小熊町島2-102-1(株)羽島企画内	058-391-7313	社会福祉業	大同生命保険株岡田朋子
笠松	(有)マル岐加藤工業	羽島郡笠松町門間343-1	058-387-7569	管工事業	AIG損害保険株日比野正昭
柳津	(株)AK	岐阜市柳津町南塚2-3-1	058-387-1070	一般貸切運送業	AIG損害保険株日比野正昭

事務局だより

■「タックスゼミ」ご案内

開催日時：令和2年8月5日 13時30分～

開催場所：岐阜県金属工業団地(協)研修センター3F
(同封の聴講申込書をご利用下さい)

■「理事会」「幹部研修会・署長講演会」ご案内

開催日時：令和2年9月28日 14時00分～

開催場所：ホテルグランヴェール岐山

☆令和2年度年会費の口座振替日は、6月29日(月)です。

●ホームページご利用のご案内

ホームページには、当会に係する行事や事業予定、税務署からのお知らせや税に関する情報、実施事業の写真などリアルタイムに掲載しています。また、会員の方以外にもご参加いただける研修会や講演会などのご案内、オンデマンドセミナー、情報公開、関係機関へのリンクなども掲載しています。是非ご利用ください。

URL <http://www.gifuminami.jp>



キリトリ

登録内容の変更(変更内容のみ)連絡票

※会員登録事項に変更がございましたら、
下記に必要事項をご記入の上ご連絡下さい。

法人名

所在地

内 容	変 更 前	変 更 後
法 人 名		
所 在 地		
代 表 者		
資 本 金	円	円
電 話		
F A X		

(公社)岐阜南法人会 FAX.058-274-1276

Back Stage

編集後記

ようやく緊急事態宣言が解除され、経済活動も再開されてきていますが、以前のような経済状況、個人行動に戻るにはまだ相当な時間がかかりそうです。そんな中、法人会活動も制限され中止となった事業が殆どで、皆様に紹介できないのが残念です。

われわれ広報委員会も思うような編集作業ができず、苦労工夫しながらの誌面作りとなりました。今回は、自粛以前の事業を中心にご紹介し、また、今般の影響による納税猶予などの情報も掲載しています。

一日でも早い終息と日常が戻ることを祈りつつ、法人会活動が再開され、誌面で紹介できることを待ちにしております。

広報委員会一同

Avanti 夏号 VOL.25

発行日 令和2年6月15日
発 行 公益社団法人岐阜南法人会
発行所 岐阜市加納天神町3丁目12番地
TEL.058-272-2230 FAX.058-274-1276
Email:jimu@gifuminami.jp
URL:<http://www.gifuminami.jp>
編集者 公益社団法人岐阜南法人会広報委員会
印刷所 安藤印刷株式会社
羽島郡岐南町みやまち3-57-1
TEL.058-271-9555㈹ FAX.058-273-7800



安藤印刷株式会社

営業本部
〒501-6019 岐阜県羽島郡岐南町みやまち3-57-1
TEL.058-271-9555 FAX.058-273-7800
<http://www.ando-net.com/>

パッケージ事業部
〒500-8269 岐阜県岐阜市茜部中島2-20-1
TEL.058-215-1411 FAX.058-215-0014

法人会の経営者大型総合保険制度
広げよう
企業保障の
大きな傘

**重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから
会社と家族をまもります**

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳運動・無解約払戻金型)

○保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
○この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱いもありません。
○身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
○当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳運動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
○この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
○この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
○ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DAIIDO 大同生命保険株式会社 **AIG AIG損害保険株式会社**

岐阜支店/岐阜県岐阜市吉野町6-16(大同生命・廣瀬ビル5F)
TEL 058-262-5141

岐阜支店/岐阜県岐阜市泉町41(富士火災岐阜ビル)
TEL 058-263-8703

F-2019-1016(2019年8月27日)
19-073026 2021-8



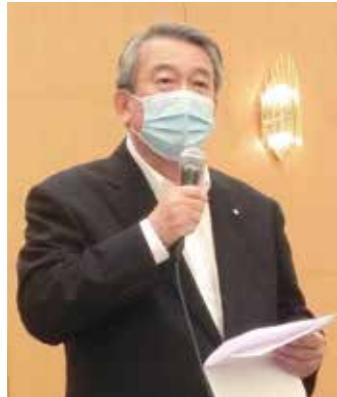
第9回 通常総会

令和2年5月27日(水)都ホテル岐阜長良川に於いて「第9回通常総会」が開催されました。

今回の総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「3密」を避け、参加者相互の間隔を大きく取り開催されました。税務署長をはじめ、ご来賓の皆様には参加をご遠慮いただきました。

中村源次郎会長からは、感染症拡大防止が叫ばれている中で参加いただいたことに対する謝意と、日本では強制力のない「緊急事態宣言」を国民が受け入れ、欧米のような急激な感染が今のところ拡大していないことや、財政健全化は依然として最優先課題で、真摯に税に取り組んでいる法人会活動には、今後一層関心が高まることを期待すると冒頭のあいさつがありました。

つづいて、会長が議長となって審議に入りました。「第1号議案 令和元年度 決算報告承認の件」「第2号議案 諸規程改定(案)承認の件」が、審議の上可決しました。報告事項では「令和元年度事業報告」「令和2年度事業計画及び収支予算報告の件」「令和2年度支部助成金及び報奨金基準の件」について事務局から説明がありました。



中村源次郎会長

令和元年度 功労者表彰受賞者

(敬称略)

功労者表彰

加納 明彦	厚見第一支部
舟橋 恵一	茜部第二支部
田中 敬二	加納東第二支部
今津 宏一	加納東第二支部
加藤 称一	薮田支部
田中 省司	六条第二支部
井原 也	川協支部
松原 學	笠松支部

組織増強支援功労表彰

岡田 朋子	大同生命保険株式会社
松村 明美	大同生命保険株式会社
竹中 真貴	大同生命保険株式会社

税務 Topix

新型コロナウイルス感染症の影響で
**期限までに申告・納付が難しい方は
簡易な手続で期限延長が可能です**
(法人・個人の全ての方が対象)

Q 申告・納付の期限が延長できるの?

- 新型コロナウイルスの影響で、期限までに申告・納付等ができるないやむを得ない理由がある場合、柔軟に確定申告書を受け付けています。

Q やむを得ない理由とは?

- 納税者や関与税理士が新型コロナウイルスに感染したケースに限らず、感染拡大防止の取組により外出自粛を行っているケースなどもやむを得ない理由に該当します。

Q いつまでに申請すればいいの?

- 申告・納付期限の前だけでなく、その期限を過ぎた後でも申請を行うことが可能です。

Q 申請の手續は?

- 申請する場合、必ずしも申請書等を提出する必要はなく、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を記入するか、e-Taxをご利用の方は所定の欄にその旨を記入していただくなど簡易な手続で申請できます。
- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。

税
国税庁

令和2年4月

法人番号 7000012050002

新型コロナ関連の
期限の個別延長に
ついてはこちら



新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持が困難なおそれがある。
 - ・ 納税について誠実な意思。 納期限から 6か月以内に申請がある。
 - ・ 猶予を受けようとする国税以外に滞納がない。
- (注) 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。
 2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として 1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年 8.9%→軽減後 年 1.6%※）。

※令和2年中における延滞税の利率

申請による換算の猶予 国税徴収法第 151 条の 2

収入が概ね 2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

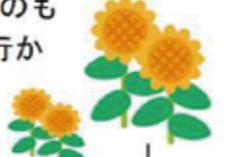
無担保

特例 猶予 の 要 件

- 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。
 - ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね 20 %以上減少していること。
 - ② 一時に納税することが困難であること。
- 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する国税が対象です。
 対象となる国税であれば、既に納期限が過ぎている未納の国税（猶予中のものも含みます。）についても、遡って特例を適用することができます（法律の施行から 2か月間（令和2年6月30日まで）に限ります。）。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

納税の猶予の特例 新型コロナ税特法第3条



まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

【受付時間】 8:30~17:00（土日祝除く。）

【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

電話番号はこちら



猶 予 の 申 請 方 法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又は e-Tax をご利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は納期限までに申請が必要です。

（注）法律の施行から 2か月間（令和2年6月30日まで）は納期限後であっても申請できます。

- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行法での猶予が受けられる場合があります。

（注）現行猶予は、納期限から 6か月以内に申請が必要です。

税務署において所定の審査を迅速に行います

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し付けください。

【ケース 1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース 2】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第 46 条

国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検索



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれ御確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html



本会 支部 連合会 ニュース

2020
1月
～
5月



後藤健一署長、藤澤久志筆頭副署長、前田仁見副署長、森岡亘法人第一統括官に応接していただきました。昨年の署長講演会をはじめ、かさまつりバーサイドカーニバル、各務原産業農業祭、租税教室の見学など数々の法人会行事へのご参加をいただいたことに対するお礼を会長から申し上げました。その後、青年部会が開催した親子劇場の話題で話は盛り上りました。署長からは、今後実施する青年部会や女性部会の事業の見学や、租税教室に対する期待の声をいただきました。



本会 ニュース

● 総務委員会

税務署幹部への新年挨拶

令和2年1月9日(木)中村源次郎会長をはじめ、副会長、青年部会長、女性部会長、専務理事の8名が岐阜南税務署へ新年の挨拶に伺いました。

組織委員会からのお知らせ

会員増強活動にご尽力を!

令和元年度の会員増強活動に対する年間表彰は右の表のとおりです。

ダイヤモンド賞の薮田支部をはじめ合計13支部の皆様が熱心に会員増強活動に取り組んだ成果です。

令和2年度の会員増強活動も各支部の皆様のご理解とご協力の下に一層の推進をお願いいたします。

支部名	支部長氏名	法人名	表彰
薮田	松村 公夫	松村工業(株)	ダイヤモンド賞
加納東第二	田中 敬二	田中社寺(株)	金 賞
笠松	間宮 寿和	(株)笠松天領の駅	金 賞
各務	早川 義昭	(株)ヤハタ	銀 賞
川島	田中 義一	(株)永田組	銀 賞
茜部第二	堀江 大典	(株)Gyt	銅 賞
六条第二	田中 省司	大心産業(株)	銅 賞
六条第三	山田 広明	(株)ヤマダ	銅 賞
鵜沼第二	堀尾 修	(株)ヤマワ	銅 賞
羽島第一	岩田 勝美	(株)岩田鉄工所	銅 賞
羽島第二	市川 広樹	(名)市川呉服店	銅 賞
羽島第三	長谷 和治	長谷虎紡績(株)	銅 賞
岐南町東	村上 光彦	(株)岐阜東自動車学校	銅 賞

県連運営研究会

令和2年2月5日(水)岐阜グランドホテルに於いて「令和元年度岐阜県下法人会運営研究会」が開催され、当法人会からは20名の会員参加がありました。

岐阜県法人会連合会 村瀬幸雄会長の挨拶に続いて、来賓の名古屋国税局法人課税課機部剛課長のご挨拶がありました。

本年は大垣・中津川・中濃法人会から法人会運営についての研究発表が行われました。

最初に大垣法人会から「魅力ある事業づくりと組織の活性化」を研究テーマにした取り組み発表がありました。経験会員を中心にしてノルディックウォーク大会を開催し、多くの会員が気軽に参加してもらっていることなどの説明がありました。

中津川法人会は「組織力強化と情報発信」を研究テーマとし、名刺交換会を開催しました。名刺交換をきっかけとして、会員企業を一層理解し合うことができ、会員間の絆が深まり組織強化に繋がっていると説明がありました。

中濃法人会は「会員増強に向けた組織充実策」を研究テーマに発表がありました。従前に比較して法人会の組織への帰属意識が希薄になっており、会員交流会等を通じ、法人会理念の共



岐阜県法人会連合会 村瀬幸雄会長

有や会員メリットのアピールなどについて、実践した内容の説明がありました。

研究発表後には、それぞれの所轄税務署長から講評をいただいて発表会を終りました。

続いて、名古屋国税局課税第二部北川昌弘部長から「くらしを支える税～財政の状況等・税務行政の現状と課題～」と題しての講演会が開催されました。主要先進国の中でも急速に高齢化が進んでいる日本においては、年金・医療・介護等の給付水準が一貫して増加し、国の借金増加の要因となっています。よって、受益と負担のバランスを国民全体で話し合って行く必要があることなどの説明がありました。



名古屋国税局課税第二部 北川昌弘部長



時代を駆ける使命、すべてはお客様のために。

時代の流れを見つめながら、私どもは今日まで培ってきたノウハウとネットワークに新しい感性を加え、常に一步先を駆ける視野を持ち続けます。どんなに時代が変わろうと、すべてがお客様のために。ハートランスの原動力がここにあります。



ハートランス株式会社

本社／〒501-6134 岐阜市大脇2丁目33番地
TEL.058-377-5000(代) URL <http://www.heartrans.com>

拠点／東京・久喜・野田・名古屋・稻沢・多治見・可児・各務原・尼崎・岡山

総合物流サービス●新聞配達・折込配達●近郊配達・中長距離輸送●建設業・店舗什器施工業●倉庫保管業

支部ニュース

税の無料相談室・川協支部



川協支部では、令和2年2月8日(土)川崎岐阜協同組合研修センター2F会議室に於いて、地域住民の皆さんを対象に「令和元年分確定申告のための無料税務相談室」を開設しました。

当日は、9時30分の開

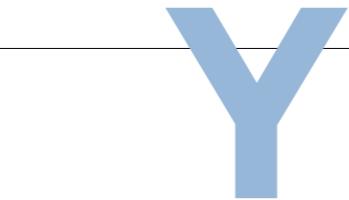
始時刻前から多くの来場者が並ぶ盛況振りとなりました。

会場では、昨年に続き国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」により申告書作成ができるよう、今年はパソコンを3台に増設しました。名古屋税理士会岐阜南支部から派遣を受け



た、税理士の青山明生先生に住宅取得控除について個別に相談をする方や、最初からパソコンに向かって医療費控除の申告書自分で作成する方もみえました。

昨年よりパソコン利用による自力申告ができる来場者が増えてきたことはとても良かったです。また、岐阜南税務署から事前に取り寄せた確定申告書用紙類も会場に準備してあり、来場者から感謝の言葉も聞かれました。



Youth Sectional Meeting 青年部会

租税教室 尾崎小学校



令和2年1月28日(火)各務原市立尾崎小学校に於いて6年生2クラスの教室で租税教室を行いました。

青年部会が同校で租税教室を行うのは初めてのため、授業開始前に部会員合計15名が集まって事前打合せを行いました。また、校長室では林香里校長先生と岐阜南税務署前田仁見副署長、森岡亘法人第一統括官、戸野部宏昌部会長との事前懇談を行いました。今回青年部会が授業を受け持つことで、校長先生からも大変な期待をいただき、ややプレッシャーを感じました。

各教室で講師を含め3名ずつで授業を行いました。初めて教壇に立つ会員は、緊張感の中でも気持ちを込めた授業を行いました。

「マリンとヤマト 不思議な日曜日」では、テレビ漫画に出て来る大変著名な声優さんの声と分かると、すぐさま児童の皆さんがあながちになりました。

学校関係者からは来年も是非青年部会の皆さんにお願いしますと言われ、更に分かり易い授業を行いたいと思いながら学校を後にしました。



租税教室 厚見小学校



令和2年2月6日(木)岐阜市立厚見小学校大会議室に於いて6年生3クラス合同で租税教室を行いました。

授業前に脇田吉彦校長先生と岐阜南税務署後藤健一署長、前田仁見副署長、森岡亘法人第一統括官、戸野部宏昌部会長、加藤雅彦副会長、大野健治常任幹事にてご挨拶を兼ね懇談を行いました。昨年も青年部会の租税教室を見学されている校長先生からは、青年部会の活躍を楽しみにしているとエールをいただき大変励みになりました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、児童全てがマスクをして授業を受けさせていただきますとお断りがありました。

税務署で開催される講師養成研修を受講した部会員が、今回初めて講師を務めました。コンビニで買い物をした際に消費税を支払うことから始まり、税金が回り巡って、警察や公園など身近なところに役立っていることを説明しました。税金の仕組みの説明は理解できるけど、税金を支払うのは嫌だとの声が多く聞かれました。

次に「マリンとヤマト 不思議な日曜日」のアニメDVDで、税金の無い世界を仮想体験してもらいました。上映後には、ほぼ全員から税金は必要なものとの回答がありました。租税教室の主目的の「税の必要性」がしっかりと児童の皆さんに伝わっていることを実感した事業となりました。



新型コロナウィルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

法人会会員企業にお勤めの皆さんへ

ネット医療相談サービスのご案内

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、おひとり様月1件のご相談まで無料で利用いただけます。

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用をお勧めです。

記載のサービスは、2020年5月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

お問い合わせ 株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

Medical Note

北欧の国、リトアニアのはちみつと、自然の素材で作りました。

森と湖の自然豊かな、リトアニアで採れた天然クリーミーはちみつが、フルーツと、生乳100%のバターと出会いました。



北欧はちみつとフルーツバター

ミツバチの恵みをご自宅へ。スマホでかんたん!
秋田屋オンラインショップ
<https://akipure.com/> 0120-82-8138



A 株式会社秋田屋本店
AKITAYA HONTEN since 1804 (食品製造業)

NIHON YOHO 日本養蜂株式会社 (医薬品製造業)

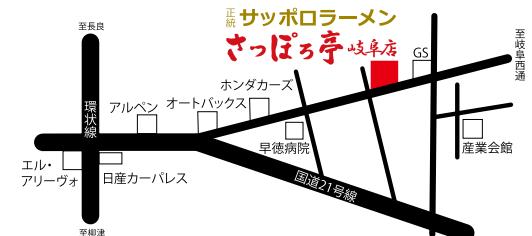
代表取締役社長:中村 源次郎
本 社:岐阜市加納富士町1-1 TEL. 058-272-1221 FAX. 058-275-0001 <http://www.akitayahonten.co.jp>
事業所:城南事業所 営業所:東京営業所 工場:本巣屋井工場・薬師工場・洞戸工場

正統 サッポロラーメン さっぽろ亭 岐阜店

さっぽろ亭 岐阜店は、1972年の創業から今も尚、変わらぬ味をお客様に提供し続けております。また、新メニュー開発などお客様に愛されるラーメン店であり続けるための努力をこれからも続けてまいります。



◆岐阜県岐阜市宇佐東町6番11号(県庁東) ◆TEL(058) 273-6426
◆営業時間 11:00~05:22:00 ◆金曜定休



 株式会社 田 幸

本 社 / 岐阜県岐阜市南鶴5丁目52番地の1
TEL / 058-271-6661 FAX / 058-271-6719
主要営業所 / 東京営業所・八百津工場・配送センター
関連会社 / 株式会社パールスティック・中国 東勝田幸紡織有限公司